_																					
ハて電気事業の用に供する設備であって中縄における電気の安	第六十五条 第三十六条の規定は、産業高度化地域の区域内にお	(課税の特例)	2~5 (略)	有する。	につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を	う。以下同じ。) に対する貸付金については、当該会社の財産	に「一般電気事業者」という。) であって会社であるものをい	事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者(以下単	第六十四条 沖縄振興開発金融公庫は、一般電気事業会社 (電気	(一般担保)	られるよう配慮するものとする。	与するものと認められる電気事業の用に供する設備の整備が図	努めるものとする。この場合においては、環境の保全に特に寄	められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に	おける電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認	気事業をいう。以下同じ。) の用に供する設備であって沖縄に	和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第九号に規定する電	第六十三条 国及び地方公共団体は、電気事業(電気事業法(昭	(電気の安定的かつ適正な供給の確保に関する援助)	改正案	
- いて電気事業の用に供する設備であって沖縄における電気の安	第六十五条 第三十六条の規定は、産業高度化地域の区域内にお	(課税の特例)	2~5 (略)		弁済を受ける権利を有する。	は、当該会社の財産につき他の債権者に先立って自己の債権の	会社であるものをいう。以下同じ。) に対する貸付金について	事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者であって	第六十四条 沖縄振興開発金融公庫は、一般電気事業会社 (電気	(一般担保)	設備の整備が図られるよう配慮するものとする。	の保全に特に寄与するものと認められる電気事業の用に供する	その他の援助に努めるものとする。この場合においては、環境	に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保	であって沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特	気事業をいう。 第六十五条において同じ。) の用に供する設備	和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第九号に規定する電	第六十三条 国及び地方公共団体は、電気事業(電気事業法(昭	(電気の安定的かつ適正な供給の確保に関する援助)	現行	

る電気事業者について準用する。新設し、又は増設した電気事業法第二条第一項第十号に規定す定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを

税を免除する。

一般電気事業者又は卸電気事業者(電気事業法第二条第一項2 一般電気事業者又は卸電気事業者(電気事業法第二条第一項

阿則

(航空機燃料税の軽減)

る電気事業者について準用する。新設し、又は増設した電気事業法第二条第一項第十号に規定す定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを

附則

航空機燃料税の軽減